

令和8年度 美祢市住宅リフォーム助成事業



美祢市では、市民の生活環境の向上に寄与するとともに、地域経済の活性化を図るため、市民自らが所有し、かつ居住する住宅を、市内施工業者を利用してリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

助成については、助成金の額と同額の市内共通商品券等を交付することとしています。（一部農産品等を含む。）

◇助成対象者・対象住宅

- ・市内に居住し、住民登録をしている人
- ・自らまたは一親等以内の者が所有しておりかつ当該住宅に居住している人
- ・市税等を滞納していないこと
- ・過去に同一の助成金を受けていないこと
- ・自己等が所有している、築5年以上で市内にある住宅
- ・店舗などの併用住宅は自己住居用部分のみ対象
- ・集合住宅は専用部分のみ対象
- ・建築基準法等の法令に違反していない建築物
- ・同一の住宅については1回限り
- ・補助を受けようとする改修工事等について、他の助成制度を受けていないこと

◇助成対象工事等

- ・市内の施工業者（法人・個人を問わず）が施工するリフォーム工事であって、見積書及び領収書が、市内の住所で発行される工事
 - ・補助金交付決定通知があった日以降に着手し、3ヶ月以内に完了する工事
- 【一般型リフォーム】
- ・住宅の修繕、補修、一部改築、小規模の増築工事
 - ・壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等、住宅の模様替えのための工事
 - ・便所、台所、浴室の工事（含む設備工事）
- 【バリアフリー型リフォーム】
- ・50歳以上の方が居住する住宅のリフォーム工事
 - ・手すりの取り付け工事
 - ・段差や傾斜の解消工事
 - ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更工事
 - ・開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去工事
 - ・和式から洋式への便器の取り替え工事 等

※一般型リフォームとバリアフリー型リフォームを同時に行う場合、それぞれの対象工事に要する経費から助成金額を算定し、助成金額の上限は併せて10万円とします。

※50歳以上の方が属さない世帯で手すりの取り付け工事等を行う場合は、一般型リフォームでの申請となります。

対象とならない経費

事業用部分のリフォーム。住宅の解体のみの工事。廃材運搬処分費。
車庫、物置等別棟の工事。外構（含む植栽）工事。
電気製品（エアコン、テレビ等）の購入費。その他（個別審査により決定します。）

□ 工事完了期限は令和8年12月末

実績報告は、工事完了の日から起算して30日以内に提出して下さい。
期限までに提出のない場合、補助金の支払いを受けられなくなります。

【一般型リフォーム】

- ・30万円以上(税抜)の補助対象工事に要する経費の10%を市内共通商品券等で助成
(但し、上限10万円)

工事金額	助成額	内商品券	
		内商品券	内農産品等
20万円	0円		
30万円	3万円	2万円分	1万円分
80万円	8万円	7万円分	1万円分
100万円以上	10万円	9万円分	1万円分

※市内共通商品券：市内の登録された多くの小売店等で使用できる商品券
(有効期限は発行日から6ヶ月です)

※農産品等：Mine Collection認定商品をカタログから選択して頂きます。

【バリアフリー型リフォーム】

- ・10万円以上(税抜)の補助対象工事に要する経費の20%を市内共通商品券等で助成
(但し、上限10万円)

工事金額	助成額	内商品券	
		内商品券	内農産品等
5万円	0円		
10万円	2万円	1万円分	1万円分
30万円	6万円	5万円分	1万円分
50万円以上	10万円	9万円分	1万円分

※市内共通商品券：市内の登録された多くの小売店等で使用できる商品券
(有効期限は発行日から6ヶ月です)

※農産品等：Mine Collection認定商品をカタログから選択して頂きます。

【受付期間】 令和8年5月18日(月)から予算額に達するまで

【受付時間】 8時30分から17時15分

【受付場所】 商工労働課(市役所別館2階)

【受付方法】 持参のみ。《先着順》

※5/18(月)～5/25(月)(土日祝は除く)期間に予算を超える申請があった場合は、抽選により決定します。その後は、予算額に到達次第終了します。

問合わせ先：美祢市役所 観光商工部 商工労働課 TEL 0837-52-5224